

高知市農業委員会 〒780-8571 高知市鷹匠町二丁目1番43号 TEL:088-823-9484 FAX:088-823-9031
ホームページ <https://www.city.kochi.kochi.jp/soshiki/100/>

目次

- P2 高知市農業施策等に関する意見書を提出
高知市議会議員との意見交換会を開催
- P3 農地法等に関する申請・届出早見表
- P4 農地銀行・農地情報
農業者年金制度が改正されます



年頭のごあいさつ



高知市農業委員会
会長 大野 哲



心新たに健やかな新年をお迎えのこととお慶び申し上げます。
また、皆様には、平素より農業委員会活動にご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

一昨年来、新型コロナウイルス感染症の流行により、それまでの生活様式が一変し、暮らし方や働き方が大きく変わりました。農業分野におきましても、イベントの自粛等による花き生産の落ち込みや外食消費の減少等に伴う米価の下落など様々な影響が広がりましたが、今後はウィズコロナ・アフターコロナを見据えた対応が必要だと考えております。

さて、日本の農業を取り巻く状況は、人口減少と高齢化が、より一層その本格化の中で、農業者の減少や耕作放棄地の拡大、担い手不足が加速していることから、国において、地域の農地の維持・拡大を図るため、農業経営者の確保と農地の適切な利用の促進、農業所得の向上や雇用機会の確保等を進めるとした「人・農地など関連施策の見直し」の方針が昨年5月に取りまとめられ、本年の通常国会に必要な法律案の提出に向けて準備が進められております。この方針の中で、特に地域ごとの農業者等による話し合いにおいて、将来の地域農業のあり方を議論する「人・農地プラン」について法定化し、これまで以上に農地の集約化に重点を置いて、地域が目指すべき将来の具体的な農地利用の姿を明確化する「目標地図」の作成や農地の貸借を促進するルートとして、農

地バンクを経由する手法を軸にするなど、農地バンクの機能強化等の議論がなされております。

さらに、昨秋に成立した第二次岸田内閣のもと、地方からデジタルの実装を高め、新たな変革を起こし、地方と都市の差を縮めることで世界とつながる「デジタル田園都市国家構想」が示され、農林水産業の成長産業化、スマート農業の推進、家族農業や中山間地農業などが持つ多面的機能の維持を目指すことなどが掲げられております。

このように農業を取り巻く環境が大きく変革していく中で、私ども農業委員会としても、農地等利用の最適化に向けて、引き続き「人・農地プラン」による地域の話し合いを進めることで、担い手への農地利用の集積・集約化や遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進に取り組むことに加え、新たなIT技術を活用したスマート農業の導入等により、若者が農業に魅力を感じられるような環境づくりを後押しすることを目指しております。

現在の農業委員・農地利用最適化推進委員の任期も折り返しを迎えますが、引き続き、地域の農業者の代表として、農業振興の一助となるよう頑張っております。今後とも当委員会へのご指導、ご協力を賜りますようお願い申し上げますとともに、皆様のご健康とご多幸をお祈り申し上げます。新年のご挨拶とさせていただきます。

高知市農業施策等に関する意見書を提出

令和3年10月21日、高知市農業委員会は「令和4年度における高知市農業施策等に関する意見書」を高知市長に手渡しました。前回に引き続き、より積極的な取組を要望する項目を「重点要望」として別に取りまとめております。意見書の主な内容は、次のとおりです。

1 農地等の利用の最適化の推進に関する要望

【担い手への農地利用の集積・集約化に関する要望】

- 〈重点要望〉・「人・農地プラン」の実質化への取組と農地中間管理事業の活用推進
 - ・地域の特性に応じた農地基盤整備等に関する制度の周知と活用支援
- 〈要望〉・多面的機能支払交付金制度を活用する組織への支援拡充

【耕作放棄地の発生防止・解消に関する要望】

- 〈重点要望〉・有害鳥獣対策のための予算確保と捕獲体制への支援
- 〈要望〉・中山間地域等直接支払制度活用のための集落協定維持に対する支援

【新規参入の促進に関する要望】

- 〈重点要望〉・新規就農者等への中古ハウス及び住居の提供を行うための支援拡充
 - ・地域の担い手や後継者となる新規就農者への支援拡充

2 高知市の農業発展に関する要望

- 〈重点要望〉・市街化区域内農地保全のための生産緑地制度の拡充
 - ・認定農業者及び女性農業者の育成と支援体制の強化
 - ・スマート農業の推進による省力化・生産性の向上
 - ・都市農業における農業用水の水質保全と安定供給
- 〈要望〉・全量高知市産米の使用を柱とした高知市産学校給食用食材の使用拡大と食育の推進
 - ・正確な農地情報把握のために必要な地籍調査の実施
 - ・放置された農業用タンク及び燃油を対象とした南海トラフ地震対策への支援拡充
 - ・春野町仁ノ地区の農地排水対策の推進
 - ・農業振興地域整備計画の全体見直しの実施
 - ・農業委員会活動に対する予算措置

3 国・県への要望

- 〈要望〉・農業所得向上と多様な人材の活用による農業従事者の確保
 - ・農業者年金における保険料補助の拡大
 - ・ドローン防除用の適用薬剤の拡大
 - ・稲作におけるジャンボタニシの広域的な防除対策
 - ・放置竹林による侵食被害防止のための取組
 - ・春野地域における新川川流域の治水対策
 - ・農業振興地域整備計画の変更に係る事務手続きの迅速化



意見書(全文)については、高知市農業委員会事務局のホームページに掲載しています。

高知市議会議員との意見交換会を開催

令和3年12月1日に、高知市議会議員と農業委員会の意見交換会を行いました。

この会は、農業委員会が市長に提出する意見書を基に、農業への関心を高め、農業者の声に理解と協力を得ることを目的として、平成29年度から行っているもので、今回で5回目の開催となりました。

当日は、新規就農者への中古ハウスや空き家情報の提供に関する支援や、女性農業者への支援、有害鳥獣対策などを中心に、市議会議員、農業委員双方による活発な意見交換を行うことができました。

農業委員会の大野会長は「引き続き、お力添えをお願いしたい」と挨拶し、高知市の農業を取り巻く現状について、お互いの認識を深める有意義な会となりました。



高知市資産税課からのお知らせ

高知市資産税課償却資産係

お問い合わせ・ご相談は ☎088-823-9424 まで

～農業用の資産と固定資産税～

農業事業者の皆様が1年分の事業所得を申告する際、ビニールハウスや田植機、保冷库などを所有されている方については、必要経費(減価償却費)として計上されていると思います。この事業所得計算の際に減価償却費として計上した農業用資産については、市町村税である固定資産税(償却資産)の課税対象でもあります。(軽自動車税の課税対象となるものは除きます。)

高知市では今年度、高知市管内のJA様にご協力いただき、令和3年10月に広報チラシ等を配布させていただきました。この度は、ビニールハウスをはじめとする償却資産申告の対象や計算例などについて、お知らせいたします。

農業事業者の皆様へお知らせする時期が遅くなりましたことにつきまして、お詫び申し上げます。

償却資産(固定資産税)とは?

固定資産税の課税対象には、「土地」「家屋」「償却資産」の3つがあります。「償却資産」を簡単に説明すると、「土地・家屋以外の事業用の資産で、自動車税・軽自動車税のかかるものを除いたもの」となります。



償却資産の「申告」とは?

償却資産には土地・家屋のような登記制度がないため、所有者は毎年1月1日現在に所有する償却資産を申告することとされています(地方税法第383条)。

償却資産の申告期日は毎年1月末日までとなっており、そのため、高知市では課税年度前年の12月中頃に、次の方々を対象に償却資産の申告の案内をお送りしています。

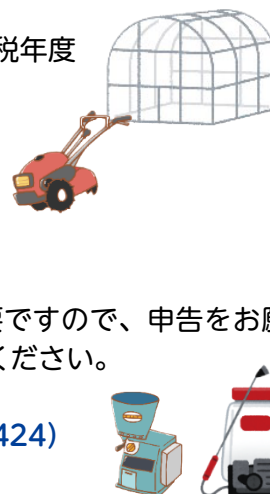
- ・過去に償却資産の申告がある方
- ・高知市の調査により課税対象となる償却資産を所有していると思われる方

令和4年度の申告のご案内については、令和3年12月に送付しておりますので、申告の案内が届いた方は、同封の「申告の手引」を参照のうえ、令和4年1月31日までに所有する償却資産の申告をお願いします。

また、申告の案内が届かない場合でも、償却資産を所有している方は申告が必要です。申告をお願いします。申告書等が必要な方には、郵送させていただきますので資産税課にご連絡ください。

適正な課税のため、高知市内に農業用の資産をお持ちの方は申告をお願いします。

なお、1月末までの申告が困難な場合等は、資産税課償却資産係(☎088-823-9424)までご相談ください。



償却資産の申告対象となるもの

必要経費として税務署等に申告する「減価償却資産」のうち、建物・車両(自動車税・軽自動車税のかかるもの)を除いたものが償却資産の申告対象となります。

種類	資産の例	償却資産の申告対象の別
構築物	ビニールハウス、農用井戸、畦畔、用水路	償却資産の申告対象となるもの
工具、器具及び備品	冷蔵庫、パソコン、物置(基礎のないもの)	
機械及び装置	自走式耕運機、噴霧機、保冷库	
車両及び運搬具	乗用田植機、乗用トラクタ、乗用コンバイン	軽自動車税等の対象となるため 償却資産とならないもの
	乗用運搬車、軽トラック	
建物	農舎、倉庫、農業用ハウス (基礎があり、周壁がビニールでないもの)	固定資産税(家屋)の対象となるため 償却資産とならないもの

※ 他に無形減価償却資産・少額減価償却資産・一括償却資産・繰延資産は対象外です。

耐用年数の例

主な農業用資産の耐用年数は以下のとおりです。

種類	具体例			耐用年数
構築物	用水路・農用井戸等（コンクリート造・ブロック造）			20 年
	ビニールハウス	基礎などで地面にしっかり固定されていて、簡単に解体・移動できないもの	金属造	14 年
			木 造	5 年
			その他	8 年
		器具及び備品	上記以外の簡易なもの（パイプを地面に突き刺し、組立・解体が容易なもの）	金属造
その他	5 年			
機械及び装置	（ボイラー等と一式で計上した場合）			7 年
	精米機・精麦機等	（食料品製造業用設備）		10 年
	その他農業用機具等	（農業用設備）		7 年

税額の計算例

■ 評価額と課税標準額の算出方法

1 取得年月、取得価額及び耐用年数に応ずる減価残存率により、申告していただいた資産について一品ごとに賦課期日（1月1日）現在の評価額を算出します。

① 前年中に取得した資産：評価額 = 取得価格 × 前年中取得の減価残存率 (A)

② 前年より前に取得した資産：評価額 = 前年度の評価額 × 前年前取得の減価残存率 (B)

※ 減価残存率：固定資産評価基準に定められた耐用年数に応ずる減価率より算出した率。

（注）取得の翌年度と、翌々年度以降の減価残存率は異なります。

（A）取得の翌年度の評価額の算出に使用

（B）取得の翌々年度以降の評価額の算出に使用（翌々年度以降は同じ率）

※ 算出した評価額が取得価額の 5% を下回る場合は、取得価額の 5% の額が評価額となります。

2 各資産の評価額の合計が、課税標準額となります。

■ 税額の算出方法

課税標準額に基づき、税額を算出します。

税 額（100 円未満切捨） = 課税標準額（1,000 円未満切捨） × 税 率（1.5%）

■ 税額の算出例（概算）

資産の名称	取得年月	取得価額	耐用年数	令和 4 年度 評価額	評価額の合計
ビニールハウス （簡易なもの）	R3. 9	3,000,000円	10年	3,000,000円 × 0.897 = 2,691,000円 取得価額 × 減価残存率(A) = 令和 4 年度評価額	10,883,179円 (令和 4 年度 評価額の 合 計)
ビニールハウス （基礎がしっかり したもの）	R2. 2	10,000,000円	14年	10,000,000円 × 0.924 = 9,240,000円 取得価額 × 減価残存率(A) = 令和 3 年度評価額 9,240,000円 × 0.848 = 7,835,520円 前年度評価額 × 減価残存率(B) = 令和 4 年度評価額	
田植機	R1.12	800,000円	7年	800,000円 × 0.860 = 688,000円 取得価額 × 減価残存率(A) = 令和 2 年度評価額 688,000円 × 0.720 = 495,360円 前年度評価額 × 減価残存率(B) = 令和 3 年度評価額 495,360円 × 0.720 = 356,659円 前年度評価額 × 減価残存率(B) = 令和 4 年度評価額	

課税標準額 （評価額の合計・1,000円未満切捨）	×	税率	=	税額 （100円未満切捨）	→	税額
10,883,000円	×	1.5%	=	163,245円		163,200円

※ 申告いただいた内容をもとに税額を計算して、4月初旬に納税通知書を送付します。

※ 固定資産税の税額は、土地・家屋・償却資産の課税標準額の合計に税率（1.5%）を乗じた額になります。

※ 償却資産の課税標準額が免税点（150 万円）未満の場合は課税されません。

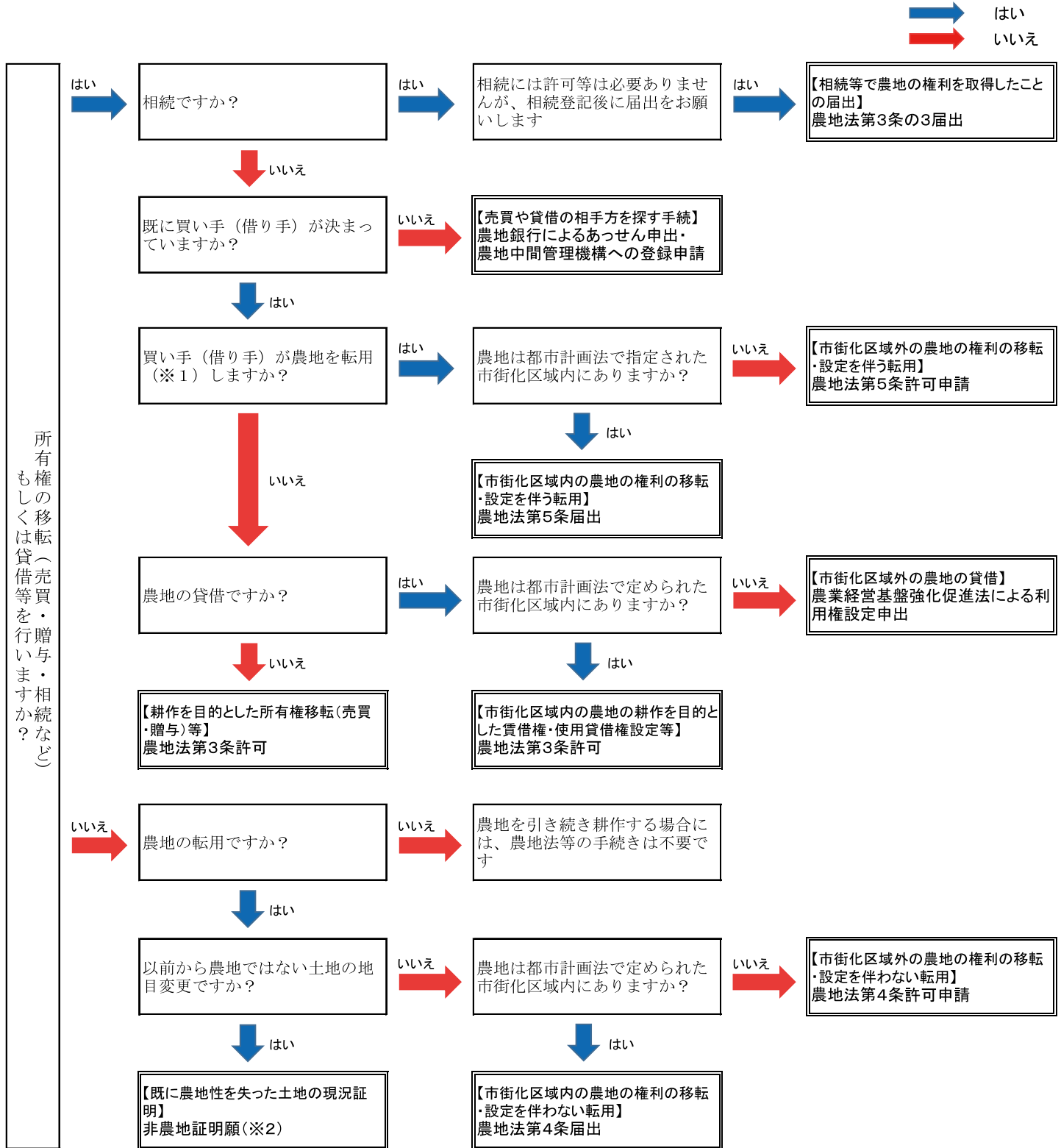
※ 計算の結果、年税額が 0 円の場合、納税通知書は送付しません。

農地法等に関する申請・届出早見表

農地を売買・貸借するときや転用するときには、農地法等に基づいて申請や届出が必要となる場合があります。どのようなときに、どのような手続きが必要なのか、目安として早見表を作成しました。

なお、早見表は、農地法・農業経営基盤強化促進法等に関する、農業委員会で受付できる手続きに関するものです。この他に、関連する法令等（都市計画法や農業振興地域整備法等）の手続きが必要となる場合があります。

また、申請や届出は、法令等に従って審査されます。申請等をいただいても、許可・受理できない場合もありますので、詳しくは、農業委員会事務局（☎088-823-9484）に、お問い合わせください。



※1 農地の転用とは、農地を耕作以外の用に供するために形質の変更等を行うことをいいます。

※2 耕作放棄した結果、自然潰廃して山林化した場合などは10年、人為的に転用してしまっている場合などは20年が経過しており、周辺農地に悪影響を及ぼしていないことなどが条件となります。

農業委員会では、農地の出し手からの「売りたい」「貸したい」という申し出や、農地の受け手からの「買いたい」「借りたい」という申し出を受け付けています。「農地が荒れてしまう前に誰かに使ってもらいたい」などのご希望がある場合は、農地等あっせん相談員（農地利用最適化推進委員、JA高知市各支所長、JA高知県春野支所信用課）または農業委員会事務局（☎088-823-9484）にご相談ください。

農地情報（令和3年11月現在）

単位：件

地区	売りたい		貸したい	
	田	畑	田	畑
朝倉		1		4
旭				2
鴨田	1	2		3
初月		3		
秦		1		1
一宮		1		
布師田	17			
高須	7	5		
五台山	15	3		
三里	1	6		7
長浜	20	15	17	4
介良	3	2	5	2
大津	36	3	3	
鏡	13	23	12	23
土佐山	2		2	

地区	売りたい		貸したい	
	田	畑	田	畑
弘岡上	35	13	3	1
弘岡中	27	2	21	
弘岡下	29	6	19	2
西分	4	2	2	
芳原	6	2		6
内ノ谷			3	
西諸木	2	2	1	
東諸木	25	2	1	5
秋山	26	1	7	1
甲殿	11	1	1	2
仁ノ	14	11	36	1
西畑	8		6	
森山	38	2	2	
平和		1		

農業者年金制度が改正されます

令和4年1月から

ポイント
1

若い農業者が加入しやすくなります。

35歳未満で次の①～⑤のいずれにも該当しない方は、保険料月額1万円から加入できます。

- ① 認定農業者かつ青色申告者
- ② 認定就農者かつ青色申告者
- ③ ①又は②の者と家族経営協定を締結し経営に参画している配偶者又は直系卑属
- ④ 認定農業者又は青色申告者
- ⑤ ①又は②以外の農業を営む者の直系卑属で、その農業に常時従事する後継者



令和4年5月から

ポイント
2

農業者年金の加入可能年齢が引き上げられます。

国民年金の任意加入者（※）に限り、60歳以上65歳未満の方も加入できるようになります。

（なお加入すると、国民年金の付加年金保険料も納付する必要があります。）

※国民年金の任意加入者とは、国民年金の保険料納付済期間が480月（40年）に満たない60歳以上65歳未満の方で、年金額の充実を目的として、国民年金に任意で加入している方をいいます。



詳しくは、農業者年金基金業務部適用・収納課（☎03-3502-3944）までお問い合わせください。